

あきた未来創造部

総務企画委員会

【所管関係資料】

（当初予算関係）

2月7日提出

令和7年第1回定例会（2月議会）所管事項審査関係資料（当初関係）

令和7年2月7日
あきた未来創造部

【所管事項】

<高等教育支援室>

秋田県立大学大学院の改組について

・・・ 3

<次世代・女性活躍支援課>

秋田県こども計画（案）について

・・・ 6

秋田県立大学大学院の改組について

高等教育支援室

1 目的

秋田県立大学が有する農学・生物資源科学・工学の専門性とデジタル技術等との連携をより一層強化し、持続可能な社会形成に向けた地域課題の解決や本県の産業振興に貢献できる高度専門人材を育成するため、大学院の改組を行い、教育研究の充実を図る。

2 改組の概要

(1) 内容

システム科学技術研究科と生物資源科学研究科で構成されている大学院の博士前期課程（修士課程）に、両研究科の分野を横断した教育研究を実施する「グリーン・デジタル学環（仮称）」を設置する。

(2) 学生の受入時期

令和9年4月入学者から

(3) 入学定員

博士前期課程の定員を78人から98人に変更し、増員した20人分を学環の定員とする。

【学環とは】

- ・ 大学院設置基準第30条の2に規定される「研究科等関係課程実施基本組織（※）」に該当するもの。
※ 2以上の研究科等との緊密な関係及び協力の下、当該研究科等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて、横断的な分野に係る教育課程を実施する組織。
- ・ 学環に所属する学生は、システム科学技術研究科、生物資源科学研究科のいずれかの研究科に所属しつつ、両研究科の教育課程を横断的に受講可能となる。

3 改組に伴う教育研究環境の整備

(1) 教員

学環の教員は、システム科学技術研究科と生物資源科学研究科の教員が兼務するほか、学外の専門人材も活用する。

(2) 設備

キャンパス間をつなぐオンライン環境を整備する。

(3) 整備等に係る費用

大学の自主財源により対応する。

4 今後のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和7年度中 | ・ 中期計画変更認可申請（大学→県）
諮問・答申（県⇔県地方独立行政法人評価委員会）
中期計画変更認可（県→大学）
・ 入学者選抜要項における学環設置の予告（大学） |
| 令和8年12月 | ・ 研究科収容定員増及び学環設置に係る届出（大学→文部科学省） |
| 令和9年4月 | ・ 学環の設置（大学） |

秋田県立大学大学院の改組の概要

秋田県の地域課題の解決や産業振興に向けて、新たに「学環」を設置し、既存の研究科の連携強化により、分野横断的な高度専門人材の育成を目指す

〈新設〉

システム科学技術研究科
(入学定員 50 人) $+ \alpha$

グリーン・デジタル学環 (仮称)
(入学定員 20 名)
 $\alpha + \beta$

生物資源科学研究科
(入学定員 28 人) $+ \beta$

<博士前期課程 (修士課程)>

・入学定員総数 78 人 $\Rightarrow$ 98 人
・学生受入時期 令和 9 年 4 月から

学環の特色

教育 研究

- ・情報系教員がデジタル人材育成の基礎を担うほか、農業、環境、再生可能エネルギー、工学等の教員がその知見を生かし、研究科の枠を越えた教育研究活動を展開
- ・農学、生物資源科学、工学に加え、AIやデータサイエンスに関する高度情報専門知識を有し、応用力・実践力を身に付けた人材を育成

効果

- ・複数の分野を俯瞰できる人材が、複雑化する地域課題の解決や本県の産業振興に貢献
- ・分野横断的知識や技術を有する研究者として、教育研究水準の高度化を担い、大学の活性化に寄与

大学の目指す姿

農学・生物資源科学・工学の専門性をデジタル技術等との連携により更に発展させ、将来の地域社会や産業界を支える公立大学として、地域に根ざした教育・研究・地域貢献活動を推進し、本県の未来づくりを先導

計画の策定に当たって（第1章）

●計画策定の趣旨

- 国のこども大綱が示している「こどもまんなか社会」の実現を本県でも目指していく。
- こども・若者の健全な育成や子育て支援等のこれまでの取組を踏まえ、本県のこども施策を定める計画として策定する。

●計画の推進期間

- 令和7年度から令和11年度まで（5年間）

こども・若者を取り巻く現状（第2章）

◆少子高齢化の進行

- ・ 令和32年には県人口が約56万人と推計（社人研）
- ・ 出生数は令和4年から4千人を割り込む

◆こども・子育てをめぐる状況

- ・ 就学前施設への入所率の増加傾向
R元：81.8% → R5：83.1%
- ・ 不登校者数が増加傾向（中学校）
R元：31.8人/千人 → R5：62.4人/千人
- ・ 男性の育児休業率の増加傾向
R元：8.8% → R5：32.6%

計画推進の基本的な考え方（第3章）

【基本理念】 全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す

施策の推進方向（第4章）

1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

社会全体でこども・若者を見守り、育てる機能を強化する取組を通じ、こども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進する。

《主な取組内容》

- こども・若者が権利の主体であることの周知
- こども・若者の意見表明の機会の確保
- こどものインターネット健全利用の促進
- 基本的な生活習慣や学習習慣の定着
- 放課後児童クラブ等の確保と質の向上 など

2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

こども・若者に対し、多様な学びや体験の機会の提供等を行いながら、社会への旅立ちを積極的に支援する。

《主な取組内容》

- 職場体験・インターンシップの充実
- 奨学金制度による経済的負担の軽減
- 起業家意識の醸成と起業活動への支援
- 地域で主体的に行動する若者の育成・支援
- 出会いと結婚への支援 など

施策の推進方向（第4章）

3 困難を有するこども・若者への支援

困難を抱えているこども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう、関係機関が連携協力し、きめ細かな支援を行う。

- 《主な取組内容》
- こどもの貧困対策、ヤングケアラーへの支援
 - 障害のあるこども・若者への支援
 - いじめ防止対策の推進
 - 若者の自立に向けたサポート
 - ひきこもり対策の推進
- など

4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

子育て当事者の多様なニーズに対応した支援を実施するとともに、行政、県民、企業等が協働し、子育て家庭を社会全体で支える取組を推進する。

- 《主な取組内容》
- 地域におけるこども・子育て支援の充実等
 - 遊び場の確保や子育てを支援する生活環境の整備
 - 幼児教育・保育に要する経費や医療費等の負担軽減
 - 企業における仕事と子育ての両立支援の促進
 - 男性の家事・育児参画の促進
- など

主な指標と数値目標

施策項目	指 標	新規・継続	現状 (R5年)	目標 (R11年度末)
1	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	継 続	86.0%	90.0%
1	低年齢化に対応したインターネット環境整備に関する講座を実施した市町村数（累積）	新 規	16	25
1	5歳児健診を実施する市町村数	新 規	5	25
1	朝食の摂取率（毎日食べる）※公立小学校の5・6年生	継 続	86.1%	92.0%
2	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	新 規	83.9%	90.0%
2	ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生の割合	継 続	97.2%	100%
3	里親等委託率（3歳～就学前）	継 続	—	75.9%
	里親等委託率（全体）		25.4%	—
3	認知したいじめの解消率	継 続	90.9%	95.0%
4	アンケート「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	継 続	81.4%	85.0%
4	県内民間事業所における男性の育児休業取得率	新 規	32.6%	90.0%

素案からの主な変更点

- こども・若者の意見やアンケート結果の計画への反映状況を記載（P32、P33など計13か所）
- 【指標と数値目標】（3）の「1 里親委託率」について、3区分に細分化した目標値を設定（P83）

意見聴取及び主な意見とその対応状況

こども・若者等からの意見聴取の状況

No.	対象者等	意見の聴取方法等
1	特別支援学校を含めた小中高生とその保護者、未就学児の保護者	・ウェブサイト上でこども・保護者アンケートを実施（令和6年4月～5月） （回答者数等） ・児童・生徒1,219／2,017（回答率60.4%） ・保護者1,239／3,085（回答率40.2%）
2	県内に居住する若者（おおむね18歳から39歳程度）	・ウェブサイト上で若者アンケートを実施（令和6年5月、回答者数740名）
3	高校生	・昨年6月に実施した出前講座の中で意見聴取を実施（回答者数4名）
4	保護者	・昨年7月に開催した子育てイベントで意見聴取を実施（回答者数127名）
5	大学生	・秋田県庁のインターンシップに参加した大学生（4名）から意見聴取を実施
6	無業の若者、不登校中学生の保護者	・引きこもりや不登校の生徒等の支援の場で意見聴取を実施（20～50代4名、保護者3名、実施箇所2か所）
7	小学生、中学生、高校生	・ジェンダーギャップ解消に向けたワークショップで意見聴取を実施 （小学生7名、中学生6名、高校生7名、実施箇所2か所）
8	秋田県内に在住または秋田県出身のこども・若者（40歳未満）	・こども・若者が自由に意見を表明できる「子ども・若者意見箱」を10月からウェブサイト上に設置 （意見数45件）※令和7年2月5日現在
9	こどもを支援する関係団体	・計画の基本理念やこどもの権利等について意見交換を実施（保育協議会等5団体）
10	秋田県こども計画策定委員会	・有識者等から意見を聴くために設置（開催回数3回）
11	パブリックコメント	・県民の意見を反映するために実施（意見募集期間 令和6年12月13日～令和7年1月13日） 意見提出者数8名、意見数58件（担当課で整理後の件数）

主な意見とその対応状況

No.	意見等の概要	対 応 状 況	意見の区分
1	【情報公開について】 ・ こども・若者の意見の政策反映について、行政及び連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、提言に対する行政の対応など、細やかな情報公開に努めること。	・ 計画の進行管理に当たっては、各施策の効果の検証及び目標の達成状況の確認を毎年度実施し、県公式ウェブサイトで公表するほか、県の附属機関としてこども・若者・子育てに関する施策を総合的に調査審議する機関（令和7年4月設置予定）からの意見等を踏まえつつ、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させることとしている。（P5）	・ パブリックコメント
2	【こども・若者の意見聴取・意見反映について】 ・ 計画が完成した後、施策を推進するに当たり、こどもたちが意見表明する場をどのように設けていくのか。 ・ こどもの声を聴いて、反映できる工夫をお願いしたい。	・ こども・若者が安全・安心に意見を述べる機会をつくり、その意見をこども施策をはじめ、県の施策の策定・実施・評価に生かしていくこととしている。（P32）	・ 県議会 ・ パブリックコメント
3	【こどもの権利の周知について】 ・ こどもの権利について、県内に周知するためのアクションが必要と考えるがどうか。	・ こども・若者が権利の主体であることについて、社会全体で共有できるよう、県民に対し普及啓発するほか、学校教育を通じて、児童生徒が自他の大切さを認め、人権を守ろうとする教育を推進することとしている。（P31・32）	・ 県議会
4	【外国人国籍を持つこどもについて】 ・ 外国人国籍を持つこどもに対しての支援やサポート体制について、この計画ではどのように位置づけられているのか。	・ 外国人児童生徒等に対しては、日本語の指導や学校生活への適応の支援を行い、必要に応じて教員を追加配置するほか、個々の履修状況や理解状況に応じた指導を実施することとしている。（P57）	・ 県議会
5	【県内定着・回帰について】 ・ 県外にしか希望する進学先がなく、県外に進学した生徒が県内に就職できるかが重要ではないか。	・ 大学生等の県内定着・回帰を促進するため、県内就職に向けた企業情報等の発信や県内企業とのマッチング機会の創出のほか、県内企業に就職する新卒者等の奨学金返還額の一部助成を行うこととしている。（P60）	・ こども計画策定委員会
6	【貧困対策、ヤングケアラー支援について】 ・ 貧困対策、ヤングケアラー支援をどのように計画に反映させるのか。 ・ ヤングケアラーについて、こどもの理解、認識が不足している。	・ 貧困対策については、「秋田県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、地域や民間と協働したこどもの貧困対策の推進に取り組むこととしている。（P68） ・ ヤングケアラーについては、学校等の教育機関や地域の関係機関等と連携し、こどもの状況把握や相談体制の整備等、必要な支援を進めることとしている。（P68）	・ 県議会 ・ こども計画策定委員会
7	【いじめ防止対策について】 ・ いじめ防止対策について、組織的に対応するなど詳細に記載して欲しい。	・ いじめ防止対策については、全教育活動を通じて、いじめを許さない学校づくりに取り組むとともに、いじめを認知した際は学校全体で組織的に対応し、解決に努めることとしている。（P71）	・ こども計画策定委員会
8	【人とのつながりや居場所について】 ・ 誰かと交流したい、つながりたい。 ・ 地元以外の「居場所」が複数あってもいい。	・ 県内各地に設置されている「若者の居場所」、「ひきこもりの居場所」について、より一層の周知を図っていくこととしている。（P73）	・ こども・若者からの意見聴取
9	【こどもまんなかまちづくり・こどもの遊び場について】 ・ こども大綱に記載のある「こどもまんなかまちづくり」について、県の考え方と今後の対応はどうか。 ・ 冬の遊び場が少ない、室内施設を増やして欲しい。 ・ 各市町村に無料で遊べる施設があればいい。	・ 遊び場については、「こどもまんなかまちづくり」の観点も踏まえ、こどもが身近な場所で多様な遊びを体験できるよう、市町村に対して地域性を踏まえた遊び場の確保の検討を働きかけることとしている。（P78）	・ 県議会 ・ 子育て当事者からの意見聴取（子育てイベント）